

林 野 火 災 注 意 報 発 令 書

周 南 市 消 防 長



1 林野火災注意報を発令する。

2 該当する発令基準（該当に☑）

☐ 前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下かつ前30日間の合計降水量が30ミリメートル以下のとき。

☒ 前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下かつ乾燥注意報が発表されたとき。

3 林野火災注意報発令中における火の使用の制限

周南市火災予防条例(平成15年周南市条例第234号)第29条の8第2項に基づき次の事項につき火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

(1) 山林、原野等において火入れをしないこと。

(2) 煙火を消費しないこと。

(3) 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。

(4) 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙しないこと。

(5) 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて市長が指定した区域内において喫煙をしないこと。

(6) 残火(たばこの吸殻を含む。)、取灰又は火粉を始末すること。